

山梨県消費生活紛争処理委員会について

1 設置根拠

山梨県消費生活条例（以下「条例」という。）第 22 条

2 所掌事項

県民の消費生活に関連性の高い商品又は役務に関する消費者と事業者との民事上の紛争に係るものについて、あっせん又は調停を行い、並びに消費者訴訟の援助に関する事項について調査審議する。

(1) あっせん又は調停（条例第 21 条）

（消費生活に関する紛争処理）

第 21 条 消費者から消費生活に関する苦情又は相談の申出があった場合において、その苦情又は相談が県民の消費生活との関連性が高い商品又は役務についての事業者との民事上の紛争に係るもので、かつ、その紛争の解決のために専門的又は技術的な判断が要求されるものであるときは、山梨県消費生活紛争処理委員会のあっせん又は調停に付することができる。

あっせん：相対立する当事者に話し合いの機会を与え、第三者が双方の主張の要点を確かめ、相互の誤解を解くなどして、紛争を終結（和解）に導こうとする制度
調停：相対立する当事者に話し合いの機会を与え、紛争解決のための努力を行わせ、場合によっては調停案を示して、その受諾を勧告することにより紛争を解決しようとする制度

ア 処理手続等（山梨県消費生活紛争処理委員会事務処理要領第 5 条）

- ・ あっせんは 3 人のあっせん委員が行い、調停は 3 人又は 5 人の調停委員からなる調停委員会を設けて行う。
- ・ 会長は委員のうちから、あっせん委員又は調停委員を指名する。
指名にあたっては、あっせん委員、調停委員ともに法律専門家を 1 人以上含める。

イ 実施状況：1 件（令和 4 年度）

(2) 消費者訴訟の援助に関する事項の調査審議

ア 訴訟に要する費用の貸付けの決定（条例第 24 条第 1 項）

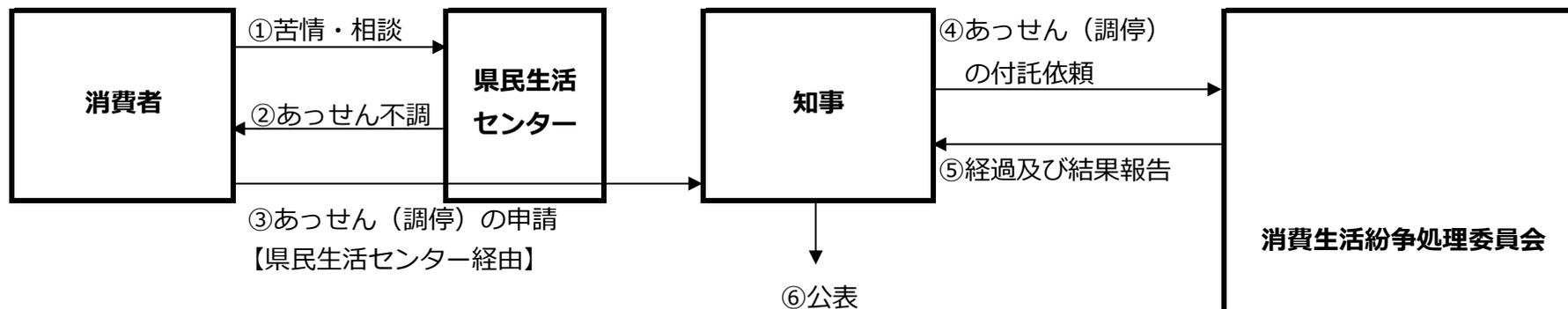
消費者が消費者訴訟を提起する場合において、委員会において援助することが適当であると認めるときは、その消費者に対し、訴訟に要する費用に充てる資金の全部又は一部を貸し付けることができる。

イ 資料の提供等（条例第 24 条第 2 項）

消費者訴訟を提起する者に対し、委員会の意見を聞いて、その訴訟を維持するために必要な資料の提供その他の援助を行うことができる。

ウ 実施状況：なし

○あっせん又は調停の付託



○訴訟費用の貸付

- ・貸付額の範囲（1件につき50万円以内）
- ・返還期限（訴訟が終了した日の翌日から起算して6ヶ月以内）

